

監査報告書

令和6年5月24日

社会福祉法人翔福社会

理事長 喜屋武 恵子 殿

監事 萩城 清喜 

監事 儀保 和美 

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1、監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその付属明細書）について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその付属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2、監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令著しくは定款に違反する重大な事実はありません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監査報告書

令和6年5月24日

沖縄市長

桑江 朝千夫 殿

監事 花城 清喜 
監事 儀保 和美 

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1、監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその付属明細書）について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその付属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2、監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令著しくは定款に違反する重大な事実はありません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
47 沖縄県	241 沖縄市	47211	1360005002095	01 非営利法人	01 運営中
(7)法人の名称 翔福社会					
(8)主たる事務所の住所 沖縄県		沖縄市	泡瀬1-16-9		
(9)主たる事務所の電話番号 098-929-3737		(10)主たる事務所のFAX番号 098-929-3762		(11)従たる事務所の有無 2 無	
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL http://shoufukushikai.com/kariyushi/			(14)法人のEメールアドレス kariyushi3737@yahoo.co.jp		
(15)法人の設立認可年月日 平成13年2月1日		(16)法人の設立登記年月日 平成13年3月6日			

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	75,000
-----------	---	-----------	---	--------------------------------	--------

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の任期	(3-3)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-4)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼任状況	(3-5)前会計年度における評議員会への出席回数
金城 敬廣	R2.9.11 ~ 令和9年に開催する定時評議員会まで	2 無	2 無	2
市役所職員				
与那嶺 マサ子	H29.4.1 ~ 令和9年に開催する定時評議員会まで	2 無	1 有	3
児童福祉施設施設長				
赤嶺 卓枝	R3.6.24 ~ 令和9年に開催する定時評議員会まで	2 無	1 有	2
児童福祉施設施設長				
比嘉 定徳	H29.4.1 ~ 令和9年に開催する定時評議員会まで	2 無	2 無	2
会社代表				
與那嶺 清美	H29.4.1 ~ 令和9年に開催する定時評議員会まで	2 無	1 有	3
包括支援センター長				
上原 悦子	H29.4.1 ~ 令和9年に開催する定時評議員会まで	2 無	1 有	0
児童福祉施設施設長				
宮野座 哲	H29.4.1 ~ 令和9年に開催する定時評議員会まで	2 無	1 有	3
老人福祉施設施設長				

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	80,000	2 特別無償理事の人数	2
----------	---	----------	---	--------------------------------	--------	-------------	---

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任 年月日	(3-4)理事の 常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議 員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の 所轄庁からの 再就職状況	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理 事と親族等特 殊関係にある 者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-12)前会 計年度におけ る理事会への 出席回数
喜屋武 恵子	1.理事長 R2.6.24 ~ 令和6年度会計に関する定時評議員会終結の時まで		1.常勤	令和1年6月20日	児童福祉施施設長	2.無	1.理事長報酬及び職員給料ともに支給	2.無	2.無	3	
久高由紀子	3.その他の理事 R2.6.24 ~ 令和6年度会計に関する定時評議員会終結の時まで		2.非常勤	令和1年6月20日	無職	2.無	2.理事報酬のみ支給	2.無	2.無	3	
与那嶺奈美子	3.その他の理事 R2.6.24 ~ 令和6年度会計に関する定時評議員会終結の時まで		2.非常勤	令和1年6月20日	無職	2.無	2.理事報酬のみ支給	2.無	2.無	1	
喜屋武 央	3.その他の理事 R2.6.24 ~ 令和6年度会計に関する定時評議員会終結の時まで		3.施設の管理者	令和1年6月20日	児童福祉施施設長	2.無	1.理事長報酬及び職員給料ともに支給	2.無	2.無	3	
津波古 洋子	3.その他の理事 R2.6.24 ~ 令和6年度会計に関する定時評議員会終結の時まで		2.非常勤	令和1年6月20日	無職	2.無	2.理事報酬のみ支給	2.無	2.無	3	
松島 雅子	3.その他の理事 R2.6.24 ~ 令和6年度会計に関する定時評議員会終結の時まで		2.非常勤	令和1年6月20日	無職	2.無	2.理事報酬のみ支給	2.無	2.無	3	

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	40,000
----------	---	----------	---	-------------------------------	--------

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-6)前会計年度における理事会への出席回数
花城 清喜	会社員	2 無		R2.6.24 ~ 令和4年度会計に関する定時評議員会終結の時まで	(6)財務管理に親見を有する者(その他)	4
備保 和典	児童福祉施設施設長	2 無		R2.6.24 ~ 令和4年度会計に関する定時評議員会終結の時まで	(3)社会福祉事業に親見を有する者(その他)	4

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	2	③非常勤者の実数	13
		常勤換算数		常勤換算数	
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	44	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	11
		常勤換算数		常勤換算数	5.5

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
令和5年6月22日	6 2	(決議事項) 第1号議案 令和4年度決算書類・財産目録の承認の件 第2号議案 監査報告について (報告事項) ①令和4年度 事業報告について(かりゆし・かりゆし諸見) ②土地購入について ③理事長業務執行理事就任について 第1号議案 令和5年度第一次補正予算案について (本部・かりゆし・かりゆし諸見)

令和6年1月26日	4	2	(報告事項) (1)県・中部広域行政指導監査報告 (2)予備費使用、流用充当について (かりゆし・かりゆし諸見) (3)外園庭日よけ工事費の積立取崩について
令和6年3月26日	5	2	第1号議案 令和5年度 第2次補正予算（本部・かりゆし・かりゆし諸見） 第2号議案 令和6年度 事業計画（案）（かりゆし・かりゆし諸見） 第3号議案 令和6年度 当初予算（案）（本部・かりゆし・かりゆし諸見） 第4号議案 定款変更について 第5号議案 前期未資金残高取崩・事務費充当について

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和5年6月7日	6	2	第1号議案 令和4年度事業報告（かりゆし・かりゆし諸見） 第2号議案 令和4年度 決算報告（本部・かりゆし・かりゆし諸見） 第3号議案 監事監査報告 第4号議案 財産目録承認について 第5号議案 理事・監事就任について 第6号議案 理事長業務執行理事選出について 第7号議案 定時評議員会招集・議案及び議題について (報告事項) ・令和5年度指導監査日程決まる ・土地購入については白紙に戻る ・委嘱状交付
令和6年1月12日	5	2	議題 第1号議案 令和5年度第一次補正予算について（本部・かりゆし・かりゆし諸見） 第2号議案 予備費使用・流用充当について 第3号議案 日よけ工事費の積立取崩しについて 第4号議案 評議員会開催について
令和6年3月8日	5	2	第1号議案 令和5年度第二次補正予算案について（かりゆし・かりゆし諸見） 第2号議案 令和6年度事業計画案について（かりゆし・かりゆし諸見） 第3号議案 令和6年度当初予算案について（かりゆし・かりゆし諸見） 第4号議案 前期未資金残高取崩、事務費充当 第5号議案 評議員会開催について 第6号議案 定款変更について 第7号議案 経理規定改定について 第8号議案 パート保育士賃金改定について 第9号議案 その他、副園長交替について

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	花城 清喜 橋本 和美
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	無
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	無

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コ ド分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称						
		③事業所の所在地	④事業所の 土地の保有 状況		⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員 数	⑧年間(4月～3 月)利用者延べ総 数(人/年)			
			④事業所の土地の保有 状況								
			④事業所の土地の保有 状況								
③社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)											
7. 建設費		(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ロ) 補助金額(円)	(ハ) 借入金額(円)	(ニ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積				
イ 大規模修繕		(ア) → 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) → 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) → 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) → 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) → 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				
001	かりゆし保育園 園拠点区分	000000001	本部経理区分	泡瀬1-16-9		本部サービス区分	3.自己所有	平成13年4月1日	0	1,058	
		ア建設費	平成13年4月1日	0	0	0	0				
		イ大規模修繕									
		イ大規模修繕									
001	かりゆし保育園 園拠点区分	02091201	保育所	泡瀬1-16-9		かりゆし保育園サービス区分	3.自己所有	平成13年4月1日	80	1,058	
		ア建設費	平成13年4月1日	7,128,387	90,583,000	18,800,000	116,511,387	472,860			
		イ大規模修繕	平成19年3月31日					2,878,000			
		イ大規模修繕									
002	かりゆし諸見 保育園園拠点 区分	02091201	保育所	諸見里1-32-19		かりゆし諸見保育園サービス区分	3.自己所有	平成25年4月1日	80	1,113	
		ア建設費	平成27年3月31日	60,695,400	173,113,000	40,000,000	273,808,400	924,590			
		イ大規模修繕									
		イ大規模修繕									

11. 前会計年度における事業等の概要 (2)公益事業

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コ ド分類		①-4実施事業名称		②事業所の名称							
		③事業所の所在地		④事業所の 土地の保有 状況		⑤事業所の 建物の保有 状況		⑥事業所単位での事業開 始年月日		⑦事業所単 位での定員 数		⑧年間(4月～3 月)利用者延べ 数(人/年)	
⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)													
ア 建設費		(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ロ) 補助金額(円)	(ハ) 借入金額(円)	(ニ) 建設費合計額(円)		ウ 延べ床面積					
イ 大規模修繕		(ア) → 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) → 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) → 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) → 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) → 5修繕年月日 (5回目)		(イ) 修繕費合計額(円)					

11. 前会計年度における事業等の概要 (3)収益事業

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コ ド分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称				
		③事業所の所在地	④事業所の土地の保有 状況				⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員 数	⑧年間(4月～3 月)利用者延べ総 数(人/年)	
⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)											
ア 建設費		(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ロ) 補助金額(円)	(ハ) 借入金額(円)	(ニ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積				
イ 大規模修繕		(ア) → 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) → 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) → 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) → 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) → 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				

1-1. 前会計年度における事業等の概要（4）備考

1-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業（再掲）含む）

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所（区域）
	④取組内容	
地域における公益的な取組⑥（その他）	フードバンク	本園（沖縄市）
	各家庭より、食品を一人1品運動に取り組み（社会福祉協議会主催）	

1-2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

（社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません）

- (1) 社会福祉充実残額等の総額（円）
- (2) 社会福祉充実計画の策定の状況

(2) 社会福祉充実計画の策定の状況				
①事業名	②事業種別	④事業内容（記述）	⑤計画における事業費のうち社会福祉充実残額財源の合計（円）	⑥⑤のうち今会計年度以降の合計（円）
	③事業内容			
			⑤の合計（円）	⑥の合計（円）
			0	0

- (3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額
- ①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）
- ②地域公益事業（円）
- ③公益事業（円）
- ④合計額（①+②+③）（円）
- (4) 社会福祉充実計画の実施期間

1-3. 透明性の確保に向けた取組状況

- (1) 積極的な情報公表への取組
- ①任意事項の公表の有無
- | | |
|----------|--------|
| ①事業報告 | 1.有 |
| ②財産目録 | 1.有 |
| ③事業計画書 | 1.有 |
| ④第三者評価結果 | 3.該当なし |
| ⑤苦情処理結果 | 3.該当なし |
| ⑥監事監査結果 | 1.有 |
| ⑦附属明細書 | 1.有 |
- (2) 前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況
- | | |
|----------------------|-------------|
| ①事業運営に係る公費（円） | 258,505,245 |
| ②施設・設備に係る公費（円） | 0 |
| ③国庫補助金等特別独立金取崩累計額（円） | 0 |
- (3) 福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について
- | 施設名 | 直近の受審年度 |
|-----|---------|
|-----|---------|

1-4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

- (1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況
- ①実施者の区分
- ②実施者の氏名（法人の場合は法人名）
- ③業務内容
- ④費用【年額】（円）
- (2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況
- ①所轄庁から求められた改善事項
- ②実施した改善内容

1-5. その他

- 退職手当制度の加入状況等（複数回答可）
- | | |
|--|-----|
| ①社会福祉施設職員等退職手当共済制度（（独）福祉医療機構）に加入 | 1.有 |
| ②中小企業退職金共済制度（（独）勤労者退職金共済機構）に加入 | 2.無 |
| ③特定退職金共済制度（商工会議所）に加入 | 2.無 |
| ④都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入 | 1.有 |
| ⑤その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●） | |
| ⑥法人独自で退職手当制度を整備 | 2.無 |
| ⑦退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない | 2.無 |

1-6. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称

2023年度決算 事業報告書

顧客コード 31734
(入力例のPDFはこちら)

独立行政法人福祉医療機構 理事長 あて
〒 904-2172
法人本部の所在地 沖縄県沖縄市泡瀬1-16-9
法人名 社会福祉法人 翔福社会
代表者氏名 喜屋武 恵子

2023年度事業等の状況を下記のとおり報告し、必要書類一式を別添のとおり提出します。

1. お客さまの状況

法人番号	1300005002095	国税庁の「法人番号公表サイト」: https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/	
※法人番号は、国税庁から指定される13桁の番号です。法人番号が不明な場合は、国税庁の「法人番号公表サイト」をご確認ください。個人事業主の方は入力不要です。			
報告対象となる会計期間中に生じた内容についてご確認ください。また、下記の変動内容に該当する事象が生じた場合は、お手続きをお願いします。			
変 動 状 況	法 人	(1) 代表者・名称(法人名、施設名等)・住所(法人本部、施設)の変更	こちらからお手続きください
		(2) 組織の吸収・合併、または事業の譲渡等	コールセンターへお電話ください (0570-550-210 平日9:00~17:00)
		(3) 融資対象施設の休止・廃止等	
	担 保 物 件	(1) 融資対象建物の変更(増築・取壊・滅失、所有権の移転・賃借権の設定等)	こちらからお手続きください
		(2) その他の建物の変更(取壊・滅失・所有権の移転・賃借権の設定等)	
		土地 敷地状況の変更(地上権の設定・賃借権・譲渡、借地を購入等)	
		(1) 担保提供者の変更(相続・売買等)	
第三者	(2) 担保提供物件の変更(譲渡・地上権の設定・質・質借等)		
保証人	保証人である理事の変動(交代・死亡等)		

2. 事業別の状況

施設・事業の区分ごとに施設数等を入力してください。			
施設・事業の区分	施設数・事業所数	許可病床数・定員数	従事者数
病院			
一般診療所・歯科診療所			
介護保険施設・事業			
老人福祉施設・事業			
有料老人ホーム・サ高住			
認可保育所・認定こども園			
児童福祉施設	2.0	160.0	54.0
障害福祉サービス事業			
その他の施設・事業(本部機能舎)			
計	2.0	160.0	54.0

【施設数・事業所数】

- ・実施していない事業については、空欄としてください。実施していない事業に前年度のデータが反映されている場合は削除してください。

【許可病床数・定員数】

- ・無床診療所や訪問系事業等定員が定められていない事業については、0を入力してください。

【従事者数】

- ・会計期間内の10月1日時点に在籍した、法人全体の従事者数(常勤職員+常勤換算後の非常勤職員)を入力してください。
- ・小数点第二位を四捨五入してください。

【事業収益・医療収益】

- ・合計が決算書の事業収益・医療収益と一致していることをご確認ください。

3. 採用者および退職者の状況

会計期間内の採用・退職者数を常勤換算して入力してください(該当する方がいない場合、「採用・退職者はいない」に「1」を入力)。採用・退職者はいない

職種および雇用形態	当年度採用者数		当年度退職者数(勤続年数別)				
	新卒採用	中途採用	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 10年未満	10年以上	定年退職
医師	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
正規職員							
非正規職員							
介護職員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
正規職員							
非正規職員							
看護職員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
正規職員							
非正規職員							
保育職員	0.0	5.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0
正規職員							
非正規職員		5.0		1.0			
生活支援員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
正規職員							
非正規職員							
その他の職員	0.0	6.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0
正規職員							
非正規職員		6.0	1.0	1.0			
計(採用者/退職者)	0.0	11.0	1.0	2.0	0.0	0.0	0.0
正規職員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
非正規職員	0.0	11.0	1.0	2.0	0.0	0.0	0.0

4. 決算状況等について

決算状況における特殊要因がございましたらご記入ください(特に経常利益がマイナスの場合は、その要因をご記入ください)。
(記載例) 不測の事態、特別な事由により、著しく収益の増減が生じた / 新規事業に着手している / 不採算部門の閉鎖・縮小を行った 等

--	--	--	--	--	--	--

5. 今後の施設整備について

(1)今後施設整備の予定がある場合、工事(整備)開始年度を教えてください	2028年度以降	(2)予定されている施設と整備内容をお選びください	施設	保育所・認定こども園	整備内容	建替
--------------------------------------	----------	---------------------------	----	------------	------	----

6. 内容照会先

担当部署・役職	事務	担当者名	フリガナ 漢字	キャン 喜屋武	電話番号	098-929-3737
---------	----	------	------------	------------	------	--------------

財 産 目 録

令和 6年 3月31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金	現金手許有高	—	運転資金として	—	—	43,787
現金	沖縄銀行/泡瀬支店他	—	運転資金として	—	—	62,347,940
普通預金	琉球銀行/泡瀬支店	—	運転資金として	—	—	4,000,000
定期預金						
事業未収金		—	委託費通及額 他	—	—	10,628,475
未収金		—	市民税	—	—	15,600
未収補助金		—	防音関連雑事業維持費補助金	—	—	987,000
貯蔵品		—	図書カード	—	—	5,000
立替金		—	宿舍賃借料職員負担分 他	—	—	1,640,265
前払金		—	紅白饅頭・かるかん代	—	—	13,200
前払費用		—	ゆいワーク会費4～6月分 他	—	—	321,330
1年以内長期前払費用		—	令和6年度火災保険料 他	—	—	296,921
流動資産合計						80,299,518
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	(かりゆし保育園拠点) 沖縄市泡瀬1丁目16番9号663.25㎡	—	第2種社会福祉事業である、 かりゆし保育園に使用している	—	—	17,989,000
	(かりゆし諸見保育園拠点) 沖縄市諸見1丁目32番16号	—	第2種社会福祉事業である、 かりゆし諸見保育園に使用している	—	—	4,000,000
小計						21,989,000
建物	(かりゆし保育園拠点) 沖縄市泡瀬1丁目16番9号 (478.96㎡) 鉄筋コンクリート建2階建	2001年度 —	第2種社会福祉事業である、 かりゆし保育園に使用している	114,639,000	50,807,441	64,041,559
	沖縄市泡瀬1丁目16番9号 (17.8㎡) 2階保育室増築	2006年度 —	第2種社会福祉事業である、 かりゆし保育園に使用している	2,878,000	973,476	1,904,524
	(かりゆし諸見保育園拠点) 沖縄市諸見1丁目52番 鉄筋コンクリート造地上3階 (999.93㎡)	2014年度 —	第2種社会福祉事業である、 かりゆし諸見保育園に使用している	267,727,092	80,492,276	187,234,816
小計						253,180,899
基本財産合計						275,169,899
(2) その他の固定資産						
建物	(かりゆし保育園拠点) 倉庫 (沖縄市泡瀬1丁目16番9号)	2003年度	第2種社会福祉事業である、 かりゆし保育園に使用している	2,205,000	2,204,999	1
	外園庭トイレ (沖縄市泡瀬1丁目17番3号)	2015年度	第2種社会福祉事業である、 かりゆし保育園に使用している	1,000,000	220,500	779,500
小計						779,501
構築物	コンクリート塀 他	—	第2種社会福祉事業である、 かりゆし保育園及びかりゆし諸見保育園に使用している	10,430,632	6,441,390	3,989,242
車両運搬具	トヨタコンピュータ他1台	—	第2種社会福祉事業である、 かりゆし保育園及びかりゆし諸見保育園に使用している	7,959,970	7,959,968	2
器具及び備品	園庭遊具他	—	第2種社会福祉事業である、 かりゆし保育園及びかりゆし諸見保育園に使用している	57,318,700	54,686,357	2,633,343
ソフトウェア	福祉大臣他	—	第2種社会福祉事業である、 かりゆし保育園及びかりゆし諸見保育園に使用している	1,780,544	1,780,544	0
退職給付引当資産	沖縄県社会福祉事業共済会	—	将来における退職金支給のための沖縄県社会福祉事業 共済会に対する掛金法人負担額	—	—	10,937,600
人件費積立資産	沖縄銀行/泡瀬支店他	—	将来における人件費の為に積立てている定期預金 他	—	—	30,000,000
修繕積立資産	沖縄銀行/泡瀬支店	—	将来における修繕の為に積立てている定期預金	—	—	6,000,000
備品等購入積立資産	沖縄銀行/泡瀬支店	—	将来における備品購入の為に積立てている定期預金	—	—	5,500,000
保育所施設・設備整備積立資産	沖縄銀行/泡瀬支店他	—	将来における施設整備の為に積立てている定期預金 他	—	—	134,827,300
差入保証金	保証金 (外トイレ設備) 中部興産	—	かりゆし保育園借地園庭建物設置の為に差入保証金	—	—	60,000
長期前払費用	給与ソフト保守料他	—	第2種社会福祉事業である、 かりゆし保育園及びかりゆし諸見保育園に使用している	—	—	140,741
その他の固定資産合計						194,867,729
固定資産合計						470,037,628
資産合計						550,337,146
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	業者支払3月分 他	—	—	—	—	1,931,608
1年以内返済予定設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構 令和6年度償還分	—	—	—	—	2,088,000
未払費用	3月分職員給与 他	—	—	—	—	17,824,742
預り金	源泉所得税 他	—	—	—	—	46,862
職員預り金	社会保険料 他	—	—	—	—	4,175,369
賞与引当金	夏季賞与令和5年度帰属分	—	—	—	—	6,394,673
流動負債合計						32,461,254
2 固定負債						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構	—	—	—	—	19,838,000
退職給付引当金	沖縄県社会福祉事業共済会	—	—	—	—	10,937,800
固定負債合計						30,775,800
負債合計						63,237,054
差引純資産						487,102,292

令和5年度

計 算 書 類

令和 5年 4月 1日
令和 6年 3月 31日

法人名 翔福社会

法人単位資金収支計算書

（自）令和 5年 4月 1日（至）令和 6年 3月31日

（単位：円）

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
事業活動による収支	収入			
	保育事業収入	262,737,000	262,744,075	△7,075
	経常経費寄附金収入	0	8,340	△8,340
	受取利息配当金収入	3,500	1,810	1,690
	その他の収入	2,792,000	2,705,041	86,959
	事業活動収入計(1)	265,532,500	265,459,266	73,234
	支出			
	人件費支出	215,286,860	215,223,500	63,360
	事業費支出	23,463,000	23,208,993	254,007
	事務費支出	12,657,500	12,287,111	370,389
	支払利息支出	60,000	38,943	21,057
施設整備等による収支	その他の支出	2,660,000	2,583,350	76,650
	事業活動支出計(2)	254,127,360	253,341,897	785,463
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	11,405,140	12,117,369	△712,229
	収入			
	施設整備等収入計(4)	0	0	0
	設備資金借入金元金償還支出	2,088,000	2,088,000	0
	固定資産取得支出	2,305,710	2,305,410	300
	固定資産除却・廃棄支出	15,400	5,500	9,900
	その他の施設整備等による支出	35,000	0	35,000
	施設整備等支出計(5)	4,444,110	4,398,910	45,200
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△4,444,110	△4,398,910	△45,200
その他の活動による収支	収入			
	積立資産取崩収入	1,735,000	1,734,700	300
	その他の活動による収入計(7)	1,735,000	1,734,700	300
	支出			
	積立資産支出	7,508,760	7,508,480	280
	その他の活動による支出	750,000	0	750,000
	その他の活動支出計(8)	8,258,760	7,508,480	750,280
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△6,523,760	△5,773,780	△749,980
	予備費支出(10)	783,480 △70,710	—	712,770
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△275,500	1,944,679	△2,220,179
	前期末支払資金残高(12)	275,500	54,079,337	△53,803,837
	当期末支払資金残高(11)+(12)	0	56,024,016	△56,024,016

（注）予備費支出△70,710円は、器具及び備品取得支出に充当使用した額である。

社会福祉事業区分資金収支内訳表

（自）令和 5年 4月 1日（至）令和 6年 3月31日

（単位：円）

勘定科目			社会福祉法人 翔福祉会		合 計	内部取引消去	事業区分合計
			社会福祉事業区分				
			かりゆし保育園拠点区分	かりゆし児童館保育園拠点区分			
事業活動による収支	収 入	保育事業収入	135,573,995	127,170,080	262,744,075	0	262,744,075
		経常経費寄附金収入	8,340	0	8,340	0	8,340
		受取利息配当金収入	598	1,212	1,810	0	1,810
		その他の収入	1,386,250	1,318,791	2,705,041	0	2,705,041
		事業活動収入計(1)	136,969,183	128,490,083	265,459,266	0	265,459,266
	支 出	人件費支出	116,461,083	98,762,417	215,223,500	0	215,223,500
		事業費支出	11,185,919	12,023,074	23,208,993	0	23,208,993
		事務費支出	4,095,021	8,192,090	12,287,111	0	12,287,111
		支払利息支出	0	38,943	38,943	0	38,943
		その他の支出	1,359,250	1,224,100	2,583,350	0	2,583,350
		事業活動支出計(2)	133,101,273	120,240,624	253,341,897	0	253,341,897
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	3,867,910	8,249,459	12,117,369	0	12,117,369
施設整備等による収支	収 入						
		施設整備等収入計(4)	0	0	0	0	0
	支 出	設備資金借入金元金償還支出	0	2,088,000	2,088,000	0	2,088,000
		固定資産取得支出	2,305,410	0	2,305,410	0	2,305,410
		固定資産除却・廃棄支出	0	5,500	5,500	0	5,500
	施設整備等支出計(5)	2,305,410	2,093,500	4,398,910	0	4,398,910	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△2,305,410	△2,093,500	△4,398,910	0	△4,398,910	
その他の活動による収支	収 入	積立資産取崩収入	1,734,700	0	1,734,700	0	1,734,700
		拠点区分間繰入金収入	111,500	0	111,500	△111,500	0
		その他の活動による収入計(7)	1,846,200	0	1,846,200	△111,500	1,734,700
	支 出	積立資産支出	2,594,720	4,913,760	7,508,480	0	7,508,480
		拠点区分間繰入金支出	0	111,500	111,500	△111,500	0
		その他の活動支出計(8)	2,594,720	5,025,260	7,619,980	△111,500	7,508,480
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△748,520	△5,025,260	△5,773,780	0	△5,773,780	
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)			813,980	1,130,699	1,944,679	0	1,944,679
前期末支払資金残高(11)			32,556,549	21,522,788	54,079,337	0	54,079,337
当期末支払資金残高(10)+(11)			33,370,529	22,653,487	56,024,016	0	56,024,016

法人単位事業活動計算書

（自）令和 5年 4月 1日（至）令和 6年 3月31日

（単位：円）

勘 定 科 目			当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収 益	保育事業収益	262,744,075	248,981,852	13,762,223
		経常経費寄附金収益	8,340	0	8,340
		その他の収益	0	172,312	△172,312
		サービス活動収益計(1)	262,752,415	249,154,164	13,598,251
	費 用	人件費	215,860,570	196,288,007	19,572,563
		事業費	23,362,281	21,119,575	2,242,706
		事務費	12,435,611	12,648,091	△212,480
		減価償却費	12,634,448	14,033,298	△1,398,850
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△7,535,188	△7,801,623	266,435
		サービス活動費用計(2)	256,757,722	236,287,348	20,470,374
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		5,994,693	12,866,816	△6,872,123	
サービス活動外増減の部	収 益	受取利息配当金収益	1,810	1,706	104
		その他のサービス活動外収益	2,705,041	2,399,676	305,365
		サービス活動外収益計(4)	2,706,851	2,401,382	305,469
	費 用	支払利息	38,943	42,472	△3,529
		その他のサービス活動外費用	2,583,350	2,256,800	326,550
		サービス活動外費用計(5)	2,622,293	2,299,272	323,021
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		84,558	102,110	△17,552
経常増減差額(7)=(3)+(6)		6,079,251	12,968,926	△6,889,675	
特別増減の部	収 益	特別収益計(8)	0	0	0
		固定資産売却損・処分損	5,504	9,906	△4,402
	費 用	特別費用計(9)	5,504	9,906	△4,402
		特別増減差額(10)=(8)-(9)		△5,504	△9,906
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		6,073,747	12,959,020	△6,885,273	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		112,167,673	114,208,653	△2,040,980
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		118,241,420	127,167,673	△8,926,253
	基本金取崩額(14)		0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)		1,734,700	0	1,734,700
	その他の積立金積立額(16)		6,500,000	15,000,000	△8,500,000
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		113,476,120	112,167,673	1,308,447

社会福祉事業区分事業活動内訳表

（自）令和 5年 4月 1日（至）令和 6年 3月31日

（単位：円）

勘定科目			社会福祉法人 翔福祉会		合 計	内部取引消去	事業区分合計
			社会福祉事業区分				
			かりゆし保育園拠点区分	かりゆしこども園保育園拠点区分			
サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	135,573,995	127,170,080	262,744,075	0	262,744,075
		経常経費寄附金収益	8,340	0	8,340	0	8,340
		サービス活動収益計(1)	135,582,335	127,170,080	262,752,415	0	262,752,415
	費用	人件費	116,526,941	99,333,629	215,860,570	0	215,860,570
		事業費	11,244,303	12,117,978	23,362,281	0	23,362,281
		事務費	4,169,271	8,266,340	12,435,611	0	12,435,611
		減価償却費	3,182,494	9,451,954	12,634,448	0	12,634,448
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△1,697,038	△5,838,150	△7,535,188	0	△7,535,188
		サービス活動費用計(2)	133,425,971	123,331,751	256,757,722	0	256,757,722
		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	2,156,364	3,838,329	5,994,693	0	5,994,693
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	598	1,212	1,810	0	1,810
		その他のサービス活動外収益	1,386,250	1,318,791	2,705,041	0	2,705,041
		サービス活動外収益計(4)	1,386,848	1,320,003	2,706,851	0	2,706,851
	費用	支払利息	0	38,943	38,943	0	38,943
		その他のサービス活動外費用	1,359,250	1,224,100	2,583,350	0	2,583,350
		サービス活動外費用計(5)	1,359,250	1,263,043	2,622,293	0	2,622,293
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	27,598	56,960	84,558	0	84,558	
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	2,183,962	3,895,289	6,079,251	0	6,079,251	
特別増減の部	収益	拠点区分間繰入金収益	111,500	0	111,500	△111,500	0
		特別収益計(8)	111,500	0	111,500	△111,500	0
	費用	固定資産売却損・処分損	1	5,503	5,504	0	5,504
		拠点区分間繰入金費用	0	111,500	111,500	△111,500	0
		特別費用計(9)	1	117,003	117,004	△111,500	5,504
		特別増減差額(10)=(8)-(9)	111,499	△117,003	△5,504	0	△5,504
		当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	2,295,461	3,778,286	6,073,747	0	6,073,747
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)	38,619,019	73,548,654	112,167,673	0	112,167,673
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	40,914,480	77,326,940	118,241,420	0	118,241,420
		基本金取崩額(14)	0	0	0	0	0
		その他の積立金取崩額(15)	1,734,700	0	1,734,700	0	1,734,700
		その他の積立金積立額(16)	2,000,000	4,500,000	6,500,000	0	6,500,000
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	40,649,180	72,826,940	113,476,120	0	113,476,120

法人単位貸借対照表

令和 6年 3月31日現在

（単位：円）

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流 動 資 産	80,299,518	71,784,327	8,515,191	流 動 負 債	32,461,254	26,257,285	6,203,969
現 金 預 金	66,391,727	64,292,502	2,099,225	事 業 未 払 金	1,931,608	2,205,095	△273,487
事 業 未 収 金	10,628,475	3,724,037	6,904,438	1年以内返済予定 設備資金借入金	2,088,000	2,088,000	0
未 収 金	15,600	0	15,600	未 払 費 用	17,824,742	13,698,623	4,126,119
未 収 補 助 金	987,000	2,520,400	△1,533,400	預 り 金	46,862	19,142	27,720
貯 蔵 品	5,000	0	5,000	職 員 預 り 金	4,175,369	1,480,342	2,695,027
立 替 金	1,640,265	679,600	960,665	賞 与 引 当 金	6,394,673	6,766,083	△371,410
前 払 金	13,200	0	13,200	固 定 負 債	30,773,600	31,853,120	△1,079,520
前 払 費 用	321,330	266,000	55,330	設 備 資 金 借 入 金	19,836,000	21,924,000	△2,088,000
1年以内長期前払費用	296,921	301,788	△4,867	退 職 給 付 金 引 当 金	10,937,600	9,929,120	1,008,480
固 定 資 産	470,037,628	474,889,811	△4,852,183	負 債 の 部 合 計	63,234,854	58,110,405	5,124,449
基 本 財 産	275,169,899	286,447,755	△11,277,856	純 資 産 の 部			
土 地	21,989,000	21,989,000	0	基 本 金	31,279,000	31,279,000	0
建 物	253,180,899	264,458,755	△11,277,856	基 本 金	31,279,000	31,279,000	0
そ の 他 の 固 定 資 産	194,867,729	188,442,056	6,425,673	国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	166,019,872	173,555,060	△7,535,188
建 物	779,501	806,501	△27,000	国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	166,019,872	173,555,060	△7,535,188
構 築 物	3,989,242	2,618,007	1,371,235	そ の 他 の 積 立 金	176,327,300	171,562,000	4,765,300
車 輦 運 搬 具	2	2	0	人 件 費 積 立 金	30,000,000	29,000,000	1,000,000
器 具 及 び 備 品	2,633,343	3,028,760	△395,417	修 繕 積 立 金	6,000,000	6,000,000	0
ソ フ ト ウ ェ ア	0	4	△4	備 品 等 購 入 積 立 金	5,500,000	5,500,000	0
退職給付引当資産	10,937,600	9,929,120	1,008,480	保 育 所 施 設 ・ 設 備 整 備 積 立 金	134,827,300	131,062,000	3,765,300
人 件 費 積 立 資 産	30,000,000	29,000,000	1,000,000	次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	113,476,120	112,167,673	1,308,447
修 繕 積 立 資 産	6,000,000	6,000,000	0	次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	113,476,120	112,167,673	1,308,447
備 品 等 購 入 積 立 資 産	5,500,000	5,500,000	0	（うち当期活動 増減差額）	6,073,747	12,959,020	△6,885,273
保育所施設・設備整備 備 積 立 資 産	134,827,300	131,062,000	3,765,300				
差 入 保 証 金	60,000	60,000	0				
長 期 前 払 費 用	140,741	437,662	△296,921	純 資 産 の 部 合 計	487,102,292	488,563,733	△1,461,441
資 産 の 部 合 計	550,337,146	546,674,138	3,663,008	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	550,337,146	546,674,138	3,663,008

社会福祉事業区分貸借対照表内訳表

令和 6年 3月31日現在

（単位：円）

勘 定 科 目	社会福祉法人 翔福社会		内部取引消去	事業区分合計
	社会福祉事業区分			
	かりゆし保育園拠点区分	かりゆし諸見保育園拠点区分		
流動資産	45,888,385	34,411,133	0	80,299,518
現金預金	39,017,356	27,374,371	0	66,391,727
事業未収金	5,683,602	4,944,873	0	10,628,475
未収金	0	15,600	0	15,600
未収補助金	234,000	753,000	0	987,000
貯蔵品	0	5,000	0	5,000
立替金	737,400	902,865	0	1,640,265
前払金	7,260	5,940	0	13,200
前払費用	81,000	240,330	0	321,330
1年以内長期前払費用	127,767	169,154	0	296,921
固定資産	169,473,743	300,563,885	0	470,037,628
基本財産	83,935,083	191,234,816	0	275,169,899
土地	17,989,000	4,000,000	0	21,989,000
建物	65,946,083	187,234,816	0	253,180,899
その他の固定資産	85,538,660	109,329,069	0	194,867,729
建物	779,501	0	0	779,501
構築物	2,078,432	1,910,810	0	3,989,242
車輛運搬具	1	1	0	2
器具及び備品	1,636,863	996,480	0	2,633,343
退職給付引当資産	7,337,760	3,599,840	0	10,937,600
人件費積立資産	15,000,000	15,000,000	0	30,000,000
修繕積立資産	6,000,000	0	0	6,000,000
備品等購入積立資産	5,500,000	0	0	5,500,000
保育所施設・設備整備積立資産	47,077,300	87,750,000	0	134,827,300
差入保証金	60,000	0	0	60,000
長期前払費用	68,803	71,938	0	140,741
資産の部合計	215,362,128	334,975,018	0	550,337,146
流動負債	15,841,762	16,619,492	0	32,461,254
事業未払金	922,391	1,009,217	0	1,931,608
1年以内返済予定設備資金借入金	0	2,088,000	0	2,088,000
未払費用	9,706,090	8,118,652	0	17,824,742
預り金	0	46,862	0	46,862
職員預り金	1,761,608	2,413,761	0	4,175,369
賞与引当金	3,451,673	2,943,000	0	6,394,673
固定負債	7,337,760	23,435,840	0	30,773,600
設備資金借入金	0	19,836,000	0	19,836,000
退職給付引当金	7,337,760	3,599,840	0	10,937,600
負債の部合計	23,179,522	40,055,332	0	63,234,854
基本金	31,279,000	0	0	31,279,000
基本金	31,279,000	0	0	31,279,000
国庫補助金等特別積立金	46,677,126	119,342,746	0	166,019,872
国庫補助金等特別積立金	46,677,126	119,342,746	0	166,019,872
その他の積立金	73,577,300	102,750,000	0	176,327,300
人件費積立金	15,000,000	15,000,000	0	30,000,000
修繕積立金	6,000,000	0	0	6,000,000
備品等購入積立金	5,500,000	0	0	5,500,000
保育所施設・設備整備積立金	47,077,300	87,750,000	0	134,827,300
次期繰越活動増減差額	40,649,180	72,826,940	0	113,476,120
次期繰越活動増減差額	40,649,180	72,826,940	0	113,476,120
(うち当期活動増減差額)	2,295,461	3,778,286	0	6,073,747
純資産の部合計	192,182,606	294,919,686	0	487,102,292
負債及び純資産の部合計	215,362,128	334,975,018	0	550,337,146

計算書類に対する注記

(翔福社会)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
- ・満期保有目的の債券以外の有価証券
時価のあるもの：期末日の市場価格に基づく時価法
時価のないもの：総平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、車輛運搬具、器具及び備品並びにソフトウェア一定額法
- ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を適用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 — 職員の退職金支給に備えるため、沖縄県社会福祉事業共済会規程による退職給付引当金を計上している。
- ・賞与引当金—職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、沖縄県社会福祉事業共済会の退職共済制度による。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (3) 当法人では公益事業及び収益事業を実施していないので、事業区分内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）は省略している。
- (4) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

かりゆし保育園拠点区分（社会福祉事業）

ア. 本部サービス区分

イ. かりゆし保育園サービス区分

かりゆし諸見保育園拠点区分（社会福祉事業）

ア. かりゆし諸見保育園サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	21,989,000	0	0	21,989,000
建物	264,458,755	0	11,277,856	253,180,899
合 計	286,447,755	0	11,277,856	275,169,899

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	4,000,000円
建物（基本財産）	187,234,816円
計	191,234,816円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む） 21,924,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物（基本財産）	385,244,092	132,063,193	253,180,899
建物（その他の固定資産）	3,205,000	2,425,499	779,501
構築物	10,430,632	6,441,390	3,989,242
車輛運搬具	7,959,970	7,959,968	2
器具及び備品	57,318,700	54,685,357	2,633,343
合 計	464,158,394	203,575,407	260,582,987

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

1 2. 関連当事者との取引の内容
該当なし

1 3. 重要な偶発債務
該当なし

1 4. 重要な後発事象
該当なし

1 5. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし

1 6. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
長期前払費用(固定資産)に1年基準を適用し流動資産へ振り替える際、前払費用(流動資産)勘定にて下記①②が混在することになる。

①支払資金たる前払費用

②支払資金から除かれる前払費用

計算書類明瞭表示の観点から、「1年以内長期前払費用」を追加して表示している。

社会福祉法人翔福社会

定 款

社会福祉法人 翔福社会 定款

第一章 総則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、地域社会に根差した保育を永久的に提供し、子どもの最善の利益を追求することにより、子ども達が安心して生活することで、心身ともに健やかに育成されることを目的とし、次の社会福祉事業を行う。

第 2 種社会福祉事業

（イ）かりゆし保育園の経営

（ロ）かりゆし諸見保育園の経営

(名称)

第 2 条 この法人は社会福祉法人 翔福社会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を沖縄県沖縄市泡瀬 1 丁目 16 番 9 号に置く。

第二章 評議員

(役員の数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 2 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
 - 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
 - 4 理事長は、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に対して説明しなければならない。
 - 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の賛成を条件とする。

（評議員の資格）

- 第 7 条 社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項を厳守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の（現在数）3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の権限）

- 第 8 条 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 2 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、社会福祉法第 30 条に規定する沖縄市長の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 前項の規定による請求後遅滞なく召集の手続きが行われない場合
 - (2) 前項の規定による請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合
 - 3 評議員は、理事長に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日 4 週間前までにしなければならない。
 - 4 評議員は、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の 3 分の 1 以上の賛成を得られなかった日から 3 年を経過していない場合は、この限りではない。
 - 5 評議員は、評議員会及び理事会の議事録について、この法人の業務時間内に

においては、いつでもこれの閲覧又は謄写を請求することができる。

- 6 評議員は、会計帳簿、各会計年度に係る計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）、事業報告書及びこれらの附属明細書並びに監査報告書について、この法人の業務時間内においては、いつでもこれの閲覧又は、謄写を請求することができる。
- 7 評議員は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することのできない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（評議員の任期）

- 第 9 条 評議員の任期は、選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任はこれを妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第 10 条 評議員に対して、1 人当たり各年度の総額が 30,000 円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

（構成）

- 第 11 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第 12 条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 事業計画及び収支予算
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 13 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 カ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（招集）

第 14 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員から、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があった場合は、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。
- 3 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、沖縄市長の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 前項の規定による請求後遅滞なく召集の手続きが行われない場合
 - (2) 前項の規定による請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合
- 4 評議員の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

（議長）

第 15 条 評議員会に議長を置く。

- 2 議長は評議員会の開催の都度、出席した評議員により互選する。

（決議）

第 16 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除

く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、次の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもっておこなわなければならない。

(1)監事の解任

(2)役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除

(3)定款の変更

(4)解散

(5)合併

- 3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議については、その定める特別の割合に当たる多数をもって行う。

理事、監事、又は評議員が、その任務を怠ってこの法人に損害を与えた場合の賠償責任を免除するときは、評議員全員の同意

- 4 理事、又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

- 5 理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者のうちで、得票数の多い者から順に、定数の枠に達するまで選任する。

- 6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第17条 評議員の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第四章 役員及び職員

（役員の定数）

第18条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第 19 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の同意を得なければならない。
- 3 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第 20 条 社会福祉法第 44 条第 6 項を厳守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第 44 条第 7 項を厳守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。
- 5 理事長以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 6 前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が

発せられない場合は、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 5 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 6 前項の規定による日があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- 7 監事は、理事長が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令等に定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員に報告しなければならない。
- 8 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは、定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 9 この法人が理事（理事であった者を含む。以下この条件において同じ。）に対し、又は理事がこの法人に対して訴えを提起する場合は、当該訴えについては、監事がこの法人を代表する。
- 10 監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べるることができる。
- 11 監事は、次の事項についてこの法人に対し請求することができる。

(1) 費用の前払い請求

(2) 支出した費用及び支出日以降におけるその利息の償還の請求

(3) 負担した責務の債権者に対する弁済の請求

- 12 監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。

(役員の任期)

第 23 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 理事又は監事は、第 18 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 24 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 25 条 理事に対して、一人当たり各年度の総額が 30,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

- 2 監事に対して、一人当たり各年度の総額が 50,000 円を超えない範囲で、評議員会において監事について算定した額を報酬等として支給する。

(取引の制限)

第 26 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人が理事の職務を保障することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引
- 2 前項に揚げる取引をした理事は、その取引の重要な真実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(職員)

第 27 条 この法人に職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会において定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事又は監事から理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集の請求があった場合は、理事長がこれを招集する。
- 4 次に揚げる場合には、前項の規定による請求をした理事又は監事が理事会を招集する。

前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない

場合。

- 5 理事会を招集するものは、理事会開催の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 31 条 理事会に議長を置く。

- 2 理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、理事会に出席した理事の互選により議長を選出する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第 34 条 この法人の資産はこれを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 沖縄県沖縄市泡瀬一丁目 16 番 9 所在のかりゆし保育園 敷地 (326.62 m²)
- (2) 沖縄県沖縄市泡瀬一丁目 16 番 10 所在のかりゆし保育園 敷地 (326.63 m²)

(3) 沖縄県沖縄市泡瀬一丁目 16 番 10、16 番 9 所在のかりゆし保育園建物
鉄筋コンクリート 陸屋根 2 階建 床面積 1 階 282.2 m² 2 階 190.66 m²

(4) 沖縄県沖縄市諸見里一丁目 52 番地 2、45 番地、45 番地 2、52 番地
所在のかりゆし諸見保育園建物鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建
床面積 1 階 324.10 m² 2 階 539.94 m² 3 階 60.55 m²

(5) 沖縄県沖縄市諸見里一丁目 45 番所在のかりゆし諸見保育園 敷地 (288 m²)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げる
ため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 35 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の
3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、沖縄市長の承認を
得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、沖縄
市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機
構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて
行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する
融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対
して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 36 条 この法人の資産は、理事会において定める方法により、理事長が管
理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社
に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始
の日の前日までに、理事長が作成し理事総数の 3 分の 2 以上の同
意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する
場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後 3 月以内に、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 39 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 40 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 41 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利

の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の同意及び評議員の承認を受けなければならない。

第七章 解散

(解散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産帰属)

第43条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、沖縄市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を沖縄市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人翔福社会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	當眞 嗣永
理 事	喜屋武 恵子
〃	喜屋武 盛基
〃	池宮城 定雄
〃	志堅原 盛光
〃	喜名 節子
監 事	花城 清喜
〃	儀保 和美

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この定款は、令和 2 年 7 月 31 日から施行する